

健 第 3 0 6 6 号
平成 31 年 3 月 20 日

各保健所設置市長 様

大阪府健康医療部長

「大阪府受動喫煙防止条例」の公布について

日頃より本府健康医療行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、「大阪府受動喫煙防止条例案」につきましては、先日の大阪府議会 2 月定例会において、全会派一致で可決されたところです。

このたび、平成 31 年 3 月 20 日付けで大阪府条例第 4 号にて「大阪府受動喫煙防止条例」（以下「条例」という）を公布しましたのでお知らせします。

記

< 条例の概要 >

1. 条例の趣旨

- ・府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる。
- ・国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる。

2. 条例における第 1 種施設の取り組み

- ・病院や学校、行政機関等は、敷地内全面禁煙を努力義務とする。

3. 条例における第 2 種施設の取り組み

- ・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めることとする。
- ・改正健康増進法で経過措置対象としている客席面積 100 m²以下の飲食店のうち、30 m²を超える飲食店は、原則屋内禁煙を義務とする。

4. 条例における加熱式たばこの扱い

- ・改正法と同様、加熱式たばこ専用喫煙室では飲食など喫煙以外の行為も可能とする。

【大阪府受動喫煙防止条例】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judouki tsuen/>

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ
担当 伊岡・岡本（智）・東中・岡本（弘）
TEL：06-6944-6791（直通）
FAX：06-6944-7262